

# 会社役員の責任をめぐる 最近の判例動向とその対処法

～企業の危機管理対策の観点からの検証～

今回、会社役員をめぐる最近の判例動向について取り上げます。

企業の置かれた経営環境も大きく変化していることに照らし、企業の危機管理対策の実効性について検証します。これらの内容を踏まえた上で裁判の実態、裁判の過程、現代社会のリスクの実情等についても言及します。

開催要領

日 時 2018年10月23日(火) 13:00~17:00

会 場 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

講師紹介

中央大学大学院法務研究科教授  
升田純法律事務所 弁護士

升田 純 氏

(講師略歴)

1977年東京地方裁判所判事補に任官の後、東京地方裁判所判事、法務省民事局参事官、東京高等裁判所判事等を経て、1997年より聖心女子大学文学部教授。同年に弁護士登録。2004年より中央大学大学院法務研究科教授。

ご参加頂きたい方

会社役員の方もしくは法務部、監査部、経営管理部門、危機管理担当部門等に所属され、  
会社役員の法的責任について学びたい方

■受講料: 1名(税込み、資料代 含む)

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

\*正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。

((セミナー・会員研究会)→[よくあるご質問])

\*お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

\*最少催行人数に満たない場合は、中止とさせて頂く場合もございますので、予めご了承ください。

\*申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951

東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

181662 - 0302		会社役員の責任をめぐる最近の判例動向とその対処法	
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			

10月23日

(火)

13:00

## 1.会社・会社役員の責任をめぐる法的な判断の枠組み

会社法等における会社・会社役員の責任に関する法的な枠組み 責任の内容  
 責任の要件と解釈の動向 問題になつたいくつかの事例 判例・裁判例の概要と動向

## 2.会社・会社役員を取り巻くリスクの概要と特徴

現代社会におけるリスクの概要と特徴 会社の経営判断と事業活動の変貌  
 新規のリスクの登場 リスク制御の方法と限界  
 将来のリスク - A.I.、A.G.I.の普及する時代とリスク  
 政権交代等の政治の動向とリスク等

## 3.裁判手続の実態と裁判・裁判官等のリスク

会社役員等の責任を判断する権限の所在 刑事責任 行政責任 民事責任  
 刑事手続の実態とリスク 行政手続の実態とリスク 民事手続の実態とリスク  
 民事訴訟の構造・運用とリスク 判決の予測可能性と影響を与える諸事情等

## 4.会社・会社役員の責任追及の過程のリスク

社内の関係組織の構築・運用状況 経営状況 経営環境の変化と動向  
 不祥事・不正行為の発覚と処理状況 役員・幹部職員の人事と心理状況  
 取締役会等の会議における経営議題と議論の動向 兆しの存在と認識  
 怪情報、マスコミの情報等の内容と動向 内部告発等の各種情報への対応等

## 5.会社活動・経営判断の構造・特徴と行政・裁判の論理

会社活動・経営判断の構造とリスク 会社活動・経営判断の特徴とリスク  
 行政的判断の構造と論理と特徴 裁判的判断の構造と論理と特徴  
 国民の意識と社会通念 裁判は、どの程度経営の実情を理解しているか?  
 後知恵の論理、結果論、後付けの論理の実情

## 6.最近の事例とリスク対応上の留意点

経営破綻の事例 粉飾決算の事例 大規模事故の事例 大規模な不祥事の事例

## 7.災難は、忘れた頃に襲ってくる!?

危機管理対策、コンプライアンス対策は完璧だと認識していませんか?  
 危機管理対策等は的確に運用できると考えていませんか?  
 危機管理対策等の組織は十分に構築されていると考えていませんか?  
 危機管理対策等を失敗した事例研究を適切に行っていると考えていませんか?  
 経営者の危機管理等に対する意識は十分だと認識していませんか?  
 危機管理対策等の担当者の知識、能力、経験は十分だと認識していませんか?  
 日頃、安心していませんか?

## 8.リスク対策・裁判対策の実効性と展望

リスクの想定の範囲 リスク対策の選択肢 - 事前防止と事後対応  
 リスク対策の組織・人材 リスク対策の運用の基本 企業生活習慣病と対策  
 企業環境・リスクの変化と柔軟な対応の重要性  
 早期発見・迅速対応 リスク対策の運用とストレス蓄積の解消 裁判対策の見直し  
 行政対策の意義の確認と見直し (参考)最近の裁判例の概要

途 中  
休 憩  
あ り

17:00